

1. 「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」の締結

【締結式】

日時:平成26年5月29日(木)
場所:都庁第一本庁舎
締結者:東商・三村会頭、東京都・舛添知事

【協定の内容】

東商会員の協力のもと、官民を挙げた防災力向上を図るために、東商・東京都が連携して下記に取り組む。

- ① 帰宅困難者対策への協力
: 条例の周知促進、防災訓練への協力、企業間が連携した地域防災力の向上
- ② 企業自らの防災対応力を強化
: BCP策定支援、備蓄の推進
- ③ 企業の技術力を防災に活用
: 中小企業の防災技術開発・製品化支援



締結式の様子: 三村会頭と舛添知事

2. 帰宅困難者対策条例の周知

(1) 支部ブロック別 帰宅困難者対策条例説明会

事業者に対する努力義務(全従業員分の3日分の備蓄、従業員との連絡手段の確保)や、一時滞在施設確保への協力などの条例の内容をさらに会員に周知するために開催。

講師:東京都 総合防災部 事業調整担当課長 森永健二氏
内容:条例の概要、都内事業者・都民に対する努力義務等
結果:協定締結後、支部ブロック別に7回開催。全て満員、合計 約1,400名が参加。

参考:東商では条例施行前から説明会を開催しており、上記と合わせて合計 約4,400名が参加。



説明会の様子(都心ブロック)



説明会の様子(城北ブロック)

期日	対象地区	会場	参加者数
8/1	都心ブロック	東商ホール	550名
8/5	都心ブロック(追加開催)	東商ホール	250名
8/25	城東ブロック	すみだ産業会館	65名
8/28	城北ブロック	豊島区立勤労福祉会館	120名
9/5	城西ブロック	BIZ新宿(新宿区立産業会館)	100名
9/12	城南ブロック	きゅりあん(品川区立総合区民会館)	95名
10/27	全地区対象(追加開催)	東商「国際会議場」	210名

(2) 帰宅困難者対策説明会

『一時滞在施設～今、企業に求められる対応～』

一時滞在施設を提供・検討する企業を対象に、一時滞在施設開設アドバイザーによる説明会を実施。(11/25、参加者75名)



一時滞在施設説明会

3. ビジネス交流・展示会

・ビジネス交流/展示会「テーマ:BCP・防災・減災」

BCP/防災・減災に関連する製品・サービスを提供する会員企業による交流会を開催。同分野に関心のある企業の関係者も多く来場し、商談のきっかけとしていただいた。(11/25、出展者19社、一般来場者数約80名)



ビジネス交流/展示会の様子

4. 東商新聞を通じた防災対策の周知

・「防災特集」の掲載(9/10号)

東商新聞への掲載を通じて、7万7千全会員に帰宅困難者対策条例の趣旨等を周知。

・「BCP 中小企業の事業継続マネジメント」の連載(1/20号～全5回)

中小企業が事業継続力の向上に取り組むためのヒントを連載形式で紹介。東商新聞9/10号「防災特集」



5. 会員企業の防災対策に関するアンケート調査

会員企業における帰宅困難者対策やBCPの策定状況等、防災対策の実態を把握するために7～8月にかけてアンケート調査を実施。「帰宅困難者対策条例の認知度は6割」、「全従業員の3日分以上の備蓄がある企業は半数」、「BCPの策定率は2割、従業員規模が小さくなるほど策定率は低下」等、取り組みが十分ではない実態が明らかとなった。

⇒詳細は別紙「会員企業の防災対策に関するアンケート」調査結果ご参照

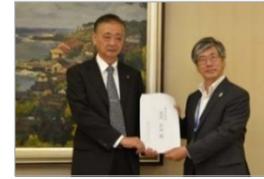
6. 「東京都の防災対策に関する意見」の策定、提出

「5. アンケート調査結果」の分析を通じて、東商からの10の提案を含む意見書を策定。(10/9 常議員会で決議)

【前田副知事への意見書提出】

佐々木副会頭・震災対策特別委員長が、前田副知事に本意見書を提出・手交し、意見交換を行った(10/17)。

⇒詳細は別紙「東京都の防災対策に関する意見」概要ご参照



前田副知事への意見書の手交

7. 先進事例視察会

委員企業のご協力を得て、最新施設の減災・防災関連施設、備蓄倉庫等を視察した。

- ① 日本橋室町東地区視察会 (7/7、参加者29名)
※ご協力:三井不動産
- ② 虎ノ門ヒルズ視察会 (9/2、参加者37名)
※ご協力:森ビル



日本橋室町東地区視察会(コレド室町)

8. BCP策定支援講座・関連セミナー

(1) BCP策定支援講座

中小企業を主な対象に「東商版BCP策定ガイド」を用いて、BCPの基本と策定プロセスを学ぶ座学と演習から成る全4回連続講座。平成20年から16期開催し、合計538名が参加。

- ・第15期BCP策定講座(7月～、参加者数44名)
- ・第16期BCP策定講座(9月～、参加者数40名)



BCP策定支援講座グループワークに励む参加者

(2) 経営者のためのBCP策定基礎セミナー

経営者・経営幹部を主な対象にBCPの概要を短時間で習得できるセミナーを開催。BCP策定の必要性を経営者・経営幹部に直接訴えることにより、中小企業全体の策定率向上を目指す。

- ・1回目(5/16、参加者40名)
- ・2回目(9/26、参加者44名)



BCP策定基礎セミナー

(3) 首都圏危機管理セミナー

首都直下地震の発災を念頭に、事業継続の取組事例の発表、首都圏が被災した場合の代替戦略や物流の確保策を事業継続・危機管理の専門家がパネルディスカッションにて議論。パネリストとして泉田裕彦氏(新潟県知事)、佐藤尚之氏(国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官)らが参加。(8/26、参加者600名・満員)



首都圏危機管理セミナー

(4) D-PACプロジェクト 災害に立ち向かう企業づくり(体験型演習)

災害に強い企業やコミュニティの形成を目指し、危機管理や事業継続に関する様々なテーマで、ディスカッションや災害時シミュレーション等を行う体験型演習。

- ・「想定外への挑戦～首都圏M9への対応～」(7/31、参加者50名)
- ・「首都直下地震遭遇! どうする出勤・帰宅」(12/9、参加者70名)
- ・同上(12/16、参加者70名、追加開催)

9. 帰宅困難者対策訓練

発災時取るべき行動を実際に体験してもらう目的で、東京都と連携した下記の訓練を初めて実施。(2/5、池袋駅周辺)

① 池袋駅周辺帰宅困難者対策訓練
「池袋駅で大地震に遭遇した帰宅困難者」の想定で行った避難訓練。



駅構内で一時待機する訓練参加者

② 要配慮者搬送訓練
バスによる要配慮者の搬送訓練(池袋→埼玉)。

③ 家族との安否確認訓練
自社内で従業員とその家族との安否確認を行う訓練。

④ 共助の取り組み訓練
災害時に自社が行う地域貢献の取り組みを確認する訓練(例:トイレの貸出し、飲料水の提供等)。

10. 「東京の防災プラン」説明会

東京都「東京の防災プラン」(昨年末公表)の説明会を東商会員向けに実施。

講師:東京都 総合防災部 事業調整担当課長 森永健二氏
期日:・1回目(2/9、参加者180名)
・2回目(2/16、参加者160名・予定)



防災プラン説明会 会場の様子

11. 東京都との都市防災に関する意見交換会

東京都幹部と東商・震災対策特別委員会委員により、今後の都市防災の方向性や課題について意見交換を行った。(2/12)

出席者:
[東京都] 宮寄危機管理監、矢岡総合防災部長はじめ同部幹部
[東商] 佐々木委員長、田畑共同委員長、中村共同委員長はじめ委員(総勢34名)



東京都との都市防災に関する意見交換会

12. 木密地域不燃化特区制度の周知

(1) 「木密不燃化推進に向けた協定」の締結

【締結式】

日時:平成25年7月30日(木)
場所:都庁第二本庁舎
締結者:東商・中村専務理事、東京都・藤井 都技監・都市整備局長



【協定の内容】

2020年までの木密地域の不燃化達成に向けて、木密特区制度に基づく対策に連携して取り組む。

(2) 支部ブロック別 木密地域不燃化特区制度説明会

建設・不動産部会員を主な対象に、木密特区制度の概要や東京都の支援策、各地区の整備プログラムに関する説明会を開催。

講師:東京都 都市整備局 防災都市づくり調整担当課、各区担当者 等
結果:特区所在区をブロック別に分け4回開催。合計 約200名が参加。

参考:協定締結直後に、8支部を対象に個別説明会を開催。

期日	対象地区	会場	参加者数
11/27	城北ブロック	豊島区立勤労福祉会館	43名
12/9	城西ブロック	BIZ新宿(新宿区立産業会館)	30名
12/10	城東ブロック	すみだ産業会館	30名
12/15	城南ブロック	品川区立中小企業センター	32名

I. 調査概況

総発送数: 東商会員企業10,000社
回収数: 2,062

調査期間: 平成26年7月9日~8月8日
有効回収率: 21.3% (回収数/有効発送数[9,645])

II. 調査結果のポイント

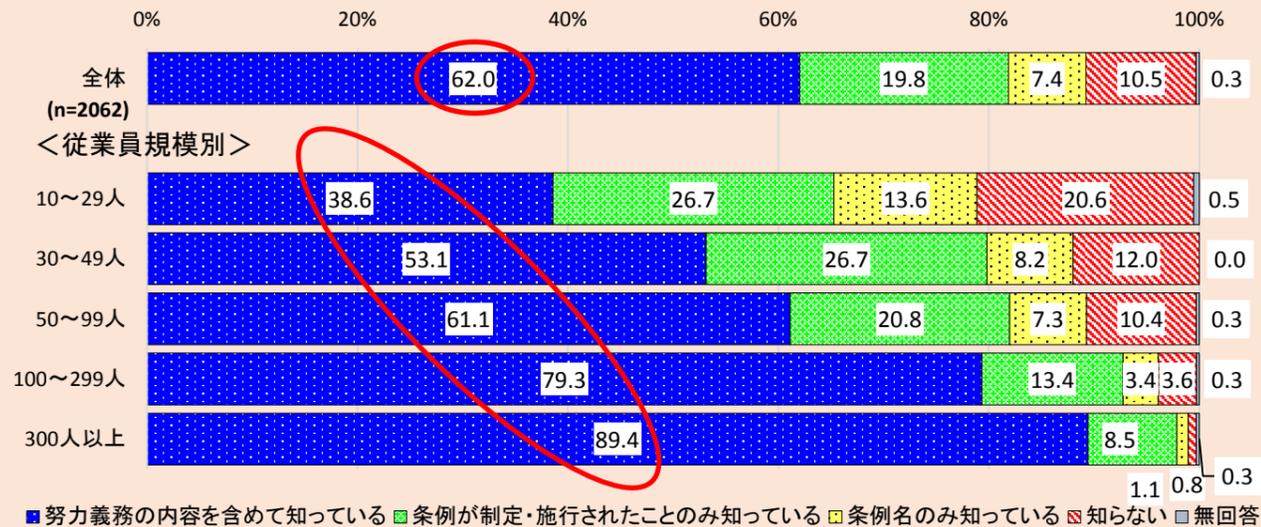
- ▶ 帰宅困難者対策条例の認知度は6割。従業員規模が小さくなるほど認知度は低下する。
- ▶ 条例の努力義務である「全従業員分の3日分の備蓄」は半数、都が呼びかけている「外部の帰宅困難者向けの10%余分の備蓄」をしている企業は2割にとどまる。
- ▶ 従業員に対する安否確認手段は「メール」、「通話」がそれぞれ6割。災害時は通信規制や輻輳によりメール・通話が利用できない可能性が高いが、災害時の安否確認に効果的な「災害用伝言サービス」は36.6%にとどまる。
- ▶ 一時滞在施設として協力する企業、協力する可能性がある企業の合計はわずか5.4%。一方、一時滞在施設開設までの間、来客者等を受け入れる可能性がある企業が4割あることから、一時滞在施設の確保には、一時滞在施設の必要性の啓発とさらなる協力依頼が重要。
- ▶ BCP策定率は2割にとどまる。従業員規模が小さくなるほど策定率は低下する。
- ▶ 強化・拡充を望む防災対策は、「インフラ耐震化」(67.3%)に次いで「帰宅困難者対策」が58.9%。「帰宅困難者対策」への関心は高いものの、条例の努力義務である備蓄等の取り組みが十分ではない実態が明らかになった。

※調査結果を踏まえて、東京商工会議所では東京都と締結した「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者対策条例の周知(説明会、会報への掲載)、BCP策定支援、帰宅困難者対策訓練への協力などに取り組んでいく。

III. 調査結果の概要

【帰宅困難者対策条例の認知度】

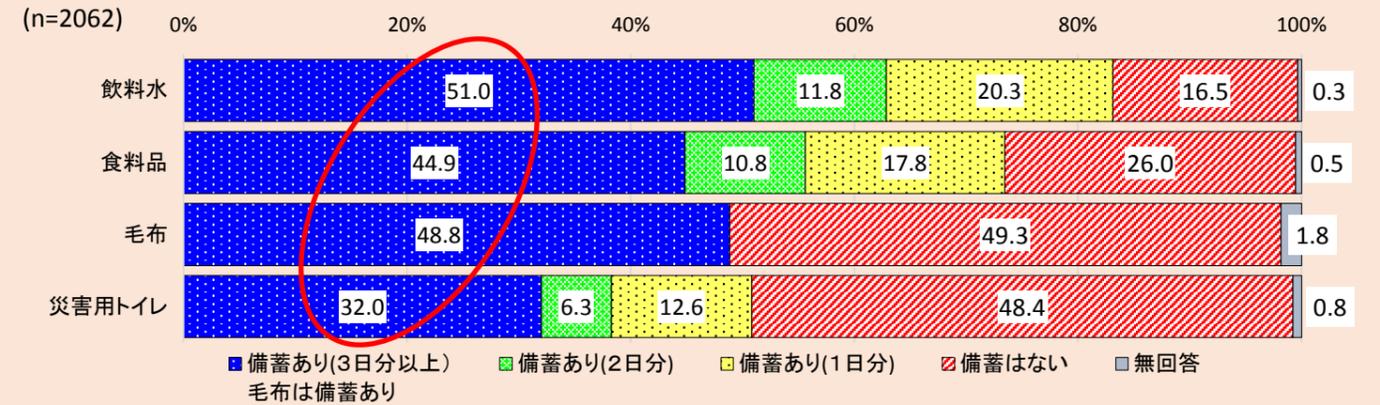
1. 東京都帰宅困難者対策条例の認知度



東京都帰宅困難者対策条例の努力義務まで含めた認知度は62.0%
条例の施行から1年半が経過するが、努力義務まで含めた認知度は6割にとどまる。
また、従業員規模が小さくなるほど認知度は低下する。

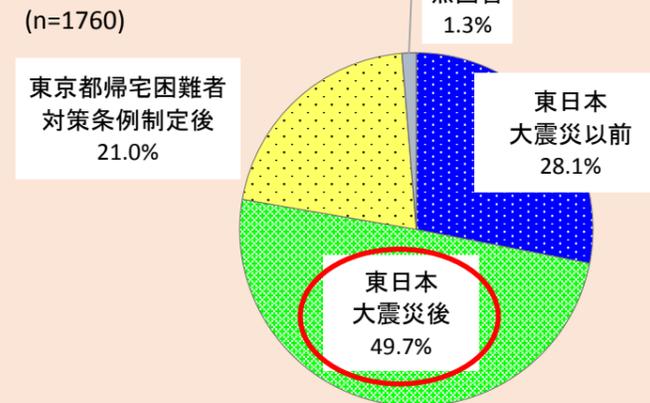
【災害時の備蓄の状況】

2. 従業員用の備蓄状況



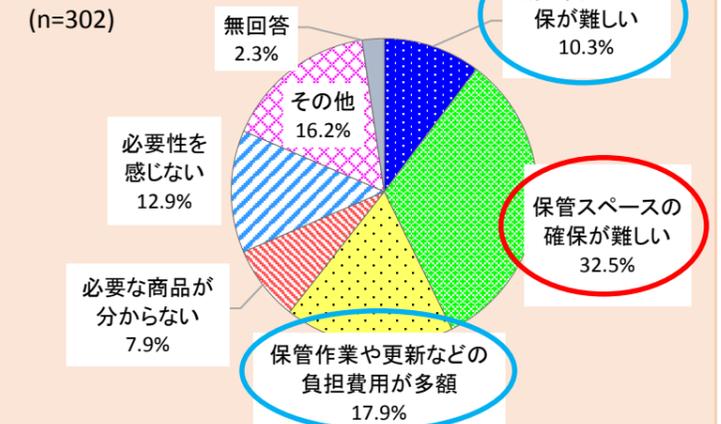
「全従業員の3日以上以上の備蓄」がある企業は半数にとどまる
条例の努力義務である「全従業員分の3日以上以上の備蓄」は、飲料水・食料品・毛布で5割、災害用トイレは3割にとどまる。

2-① 備蓄を開始した時期



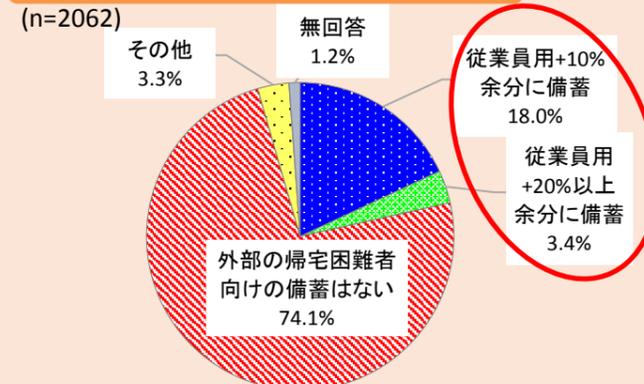
備蓄を開始した時期は「東日本大震災後」が最多で5割。

2-② 備蓄をしない理由



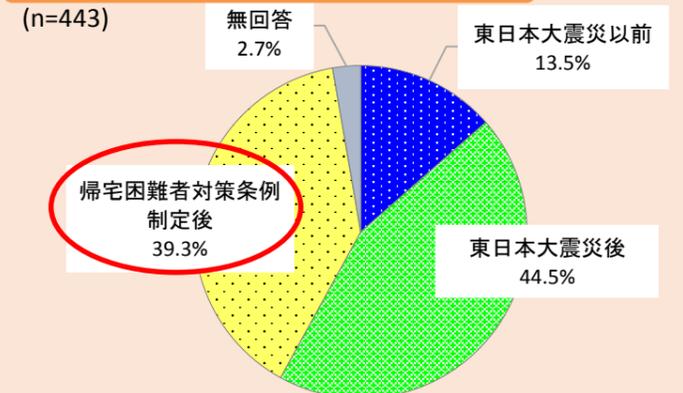
備蓄をしない理由は「保管スペースを確保できない」が3割、「購入・更新等の費用負担」が計3割。

3. 外部の帰宅困難者向けの備蓄状況



外部の帰宅困難者向けの備蓄がある企業は2割にとどまる
条例で呼びかけている「外部の帰宅困難者向けの10%余分の備蓄」は進んでいない。

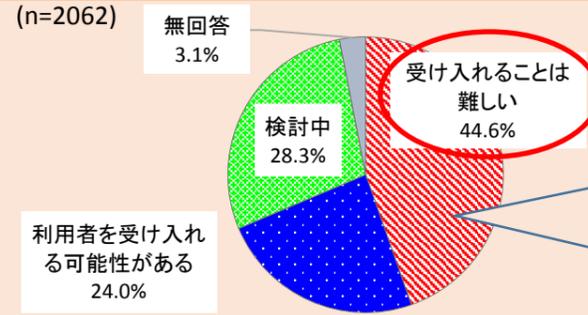
3-① 外部向け余分の備蓄の開始時期



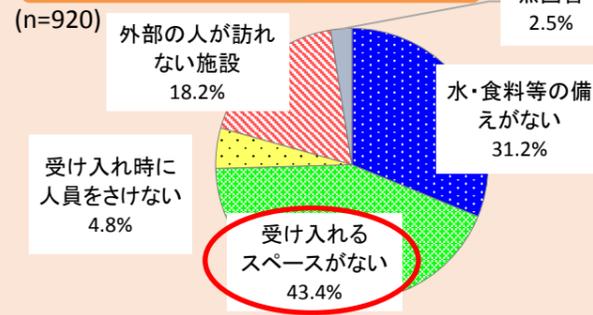
余分の備蓄をした企業の4割は「帰宅困難者対策条例制定後」に備蓄した。

【帰宅困難者の受け入れ】

4. 災害時の施設利用者・お客様の受け入れ可否



4-① 受け入れが困難な理由

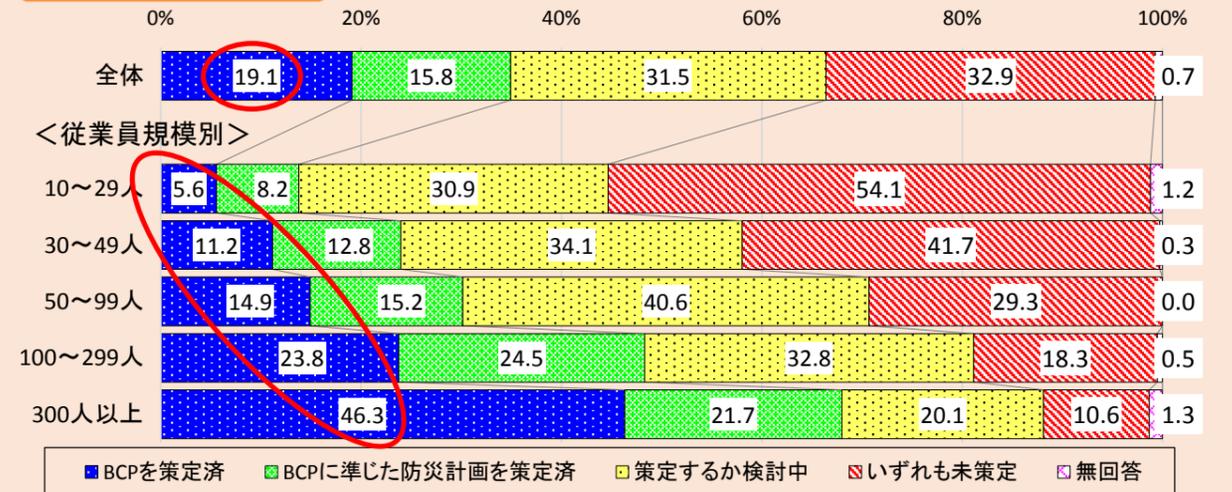


災害時に施設利用者・お客様を受け入れる可能性がある企業は24.0%

- ① 施設利用者・お客様を「受け入れることは難しい」が最多で44.6%。
- ② 受け入れが困難な理由は「スペースがない」が最多で43.4%

【BCPの策定】

8. BCPの策定状況 (n=2062)

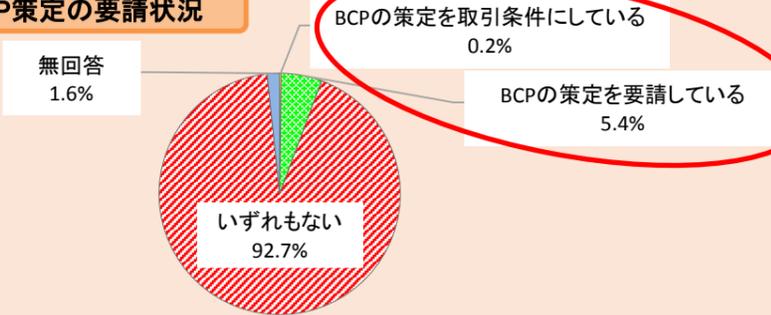


事業継続計画(BCP)を策定済みの企業は2割にとどまる

従業員規模が小さくなるほど、BCP及びBCPに準じた防災計画を策定している割合は低下する。

9. 取引先に対するBCP策定の要請状況

(n=2062)



取引先にBCP策定を要請・取引条件にしている企業は5.6%

BCP策定の有無は取引条件として普及していない。

【安否確認手段】

5. 従業員に対する安否確認の手段

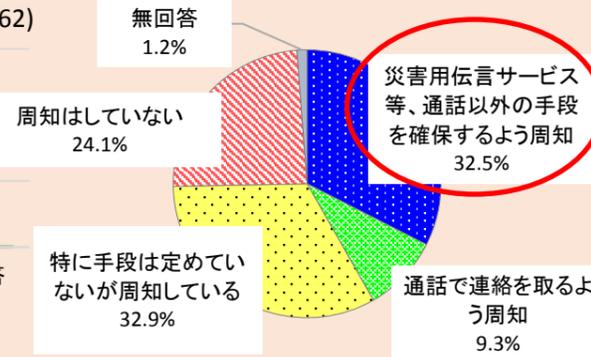


従業員に対する安否確認の手段は「メール」「通話」がそれぞれ6割と最多

災害時の安否確認に効果的な「災害用伝言サービス」は36.6%にとどまる。

6. 従業員に対する家族との安否確認手段の周知状況

(n=2062)

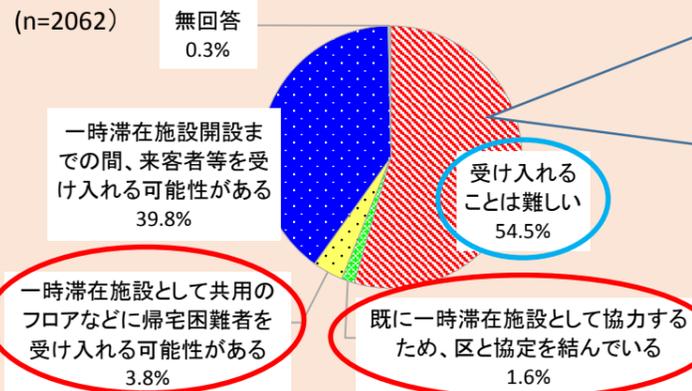


従業員に対し、家族との安否確認手段として「災害用伝言サービス」等を周知している企業は32.5%

災害時の安否確認に効果的な手段を周知していない企業が7割を占める。

【一時滞在施設】

7. 一時滞在施設としての協力に対する考え

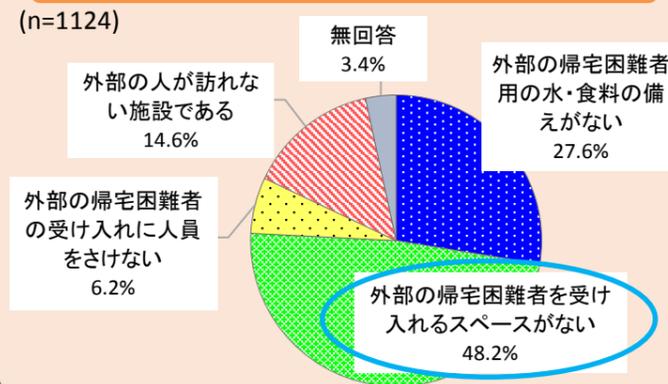


一時滞在施設として協力可能・協力できる可能性がある企業は計5.4%

一時滞在施設として「外部の帰宅困難者を受け入れることは難しい」が過半数を占める。

7-① 外部の帰宅困難者を受け入れ困難な理由

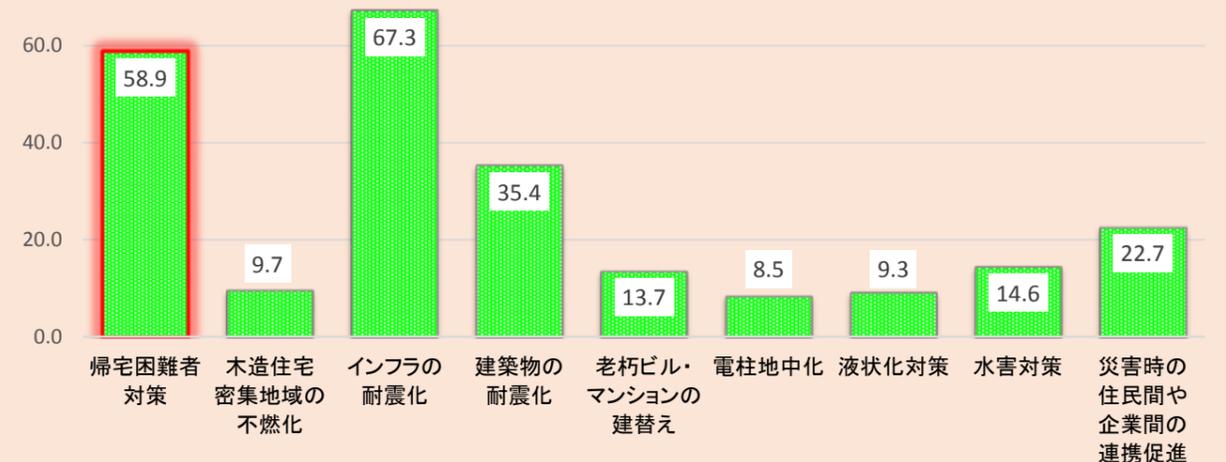
(n=1124)



受け入れが困難な理由は「スペースがない」が最多で48.2%

【強化・拡充を望む防災対策】

10. 強化・拡充を望む行政の防災対策



強化・拡充を望む防災対策のトップは「インフラの耐震化」67.3%、次いで「帰宅困難者対策」が58.9%

「帰宅困難者対策」への関心は高いものの、備蓄など企業において十分な備えは進んでいない。

東京都の防災対策に関する意見 概要

平成26年10月9日
東京商工会議所

I. 基本的な考え(現状と課題)

- 今後30年間で70%の確率で発生すると予想される首都直下地震では、人的・物的・経済面など経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されている。また、国際社会に対しても重大な影響が及ぶことが懸念される。
- 一方で、耐震化・出火予防策(感震ブレーカーの設置等)の促進、初期消火成功率の向上、政府・企業におけるBCPの遂行により、死者は約1/10、経済的被害も半減できる見通しがあるため、被害を最小限にとどめるために、都市防災力の向上は重要かつ喫緊の課題である。
- 東日本大震災時に都内で352万人の帰宅困難者が発生した教訓を踏まえ、東京都は昨年4月に帰宅困難者対策条例を施行したが、企業規模が小さくなるにつれ条例自体の認知度や備蓄をしている割合が低下し、加えて、従業員や家族等との安否確認に「災害用伝言サービス」等災害時でも有効な手段を準備・周知している割合が約3割にとどまることから、中小・小規模事業者を中心に、条例のさらなる周知が必要。
- また、首都直下地震等の大災害時に帰宅困難者が逃げ込む一時滞在施設が大幅に不足(必要量92万人分:現時点での確保14万人分)していることから、官民挙げての確保が急務。
- BCPやBCPに準じた防災計画も、企業規模が小さくなるにつれ策定率が低下していることから、特に中小・小規模事業者における策定率向上と、そのためのインセンティブ創設が必要。
- 東京における都市防災対策は、上記に加えて、地域防災力の向上、災害に強いまちづくりの推進、災害に強い都市基盤の構築等、ソフト・ハード両面で多岐にわたる対策が必要である。2020年を当面のターゲットとして、官民が総力を挙げて取り組み、東京を「世界一安全・安心な都市」にしていかなければならない。

[参考1]首都直下地震の都内被害想定

	東京都	内閣府
死者(都内)	9,700人	13,000人
死者(区部)	9,400人	11,000人
建物被害	304,300棟	333,000棟
帰宅困難者	517万人	490万人
経済的被害	—	95.3兆円

※いずれも最悪の場合。経済的被害は全国値。

[参考2]東京都帰宅困難者対策条例の認知度

	全回答※-1	うち従業員10~29人※-2
努力義務の内容を含めて知っている	62.0%	38.6%
条例が制定・施行されたことのみ知っている	19.8%	26.7%
条例名のみ知っている	7.4%	13.6%
知らない	10.5%	20.6%
無回答	0.3%	0.5%

出典:東商調査(H26/7月~8月、※-1:回答数2,062 ※-2:回答数573)

[参考3]従業員用の備蓄の状況

	飲料水	食糧	災害用トイレ	毛布
備蓄あり(3日分以上)	51.0%	44.9%	32.0%	48.8%
備蓄あり(2日分)	11.8%	10.8%	6.3%	
備蓄あり(1日分)	20.3%	17.8%	12.6%	
備蓄なし	16.5%	26.0%	48.4%	49.3%
無回答	0.3%	0.5%	0.8%	1.8%

出典:東商調査(H26/7月~8月:回答数2,062)

[参考4]BCP(事業継続計画)の策定率

	全回答※-1	うち従業員10~29人※-2
BCPを策定済	19.1%	5.6%
BCPに準じた防災計画を策定済	15.8%	8.2%
策定するか検討中	31.5%	30.9%
いずれも未策定	32.9%	54.1%
無回答	0.7%	1.2%

出典:東商調査(H26/7月~8月、※-1:回答数2,062 ※-2:回答数573)

II. 要望項目

1. 重点要望項目(東商の提案を含む)

- (1)首都圏全体で帰宅困難者対策の実効性を高めるための一斉条例化
- (2)災害時の安否確認に有効な手段(「災害用伝言ダイヤル」や「災害用伝言サービス」、「J-anpi」等)の周知と、実際に体験してみることの奨励
- (3)都内で大幅に不足する発災時の帰宅困難者向け一時滞在施設の確保に向けた「災害時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度」の創設
- (4)他の事業者の備蓄品保管に供した場所を固定資産税・都市計画税の減免対象とすること
- (5)中小・小規模事業者のBCP策定率向上を図るためのインセンティブの創設(BCP策定企業に対する認定制度の創設・マーク等の付与、公共調達優先発注、公的融資の金利優遇、税の優遇等)
- (6)空き家等の適切な管理に対する対策法制定への働きかけ
- (7)災害時交通規制のさらなる周知
- (8)環境負荷が低く災害時の非常用電源としても期待される水素エネルギーの普及促進
- (9)都市外交を通じた東京の安全・安心対策のアピール
- (10)2020年オリンピック・パラリンピック会場およびその周辺の防災対策の推進。大会期間中の発災を想定したシミュレーションやシミュレーションに基づく防災訓練の実施

2. 個別要望項目

(1)帰宅困難者対策の推進、地域防災力の向上

①帰宅困難者対策の推進

- 東京都帰宅困難者対策条例のさらなる周知
- 備蓄確保、防災設備導入に対する補助制度の拡充、備蓄品更新に対する支援の実施
- 行政と協定を締結した民間一時滞在施設への支援拡充(施設の安全確認に係る専門家派遣事業の推進、発災時の医師・看護師の派遣等)

②地域防災力の向上

- 各家庭や地域における防災対策の推進

- 地域防災協議会、駅前滞留者対策協議会の設立推進、活動支援
- 駅前滞留者対策協議会における一時滞在施設運営マニュアルの策定支援、好事例の周知・共有化
- (人口増加地域における)住民間連携組織の設立推進、活動支援
- 外国人に対する災害情報の多言語提供(防災ホームページ等の多言語化や、多言語対応の安否確認システムの開発・運用、多言語表示が可能なデジタルサイネージの設置等)

(2)災害に強いまちづくりの推進

①木造住宅密集地域の早期解消

- 木密対策条例(仮称)の制定による一定の強制力を行使した対策の推進と、移転を余儀なくされる住民へのきめ細かい支援の実施
- 東京都 木密不燃化特区制度の指定地区(17区38地区)拡大と、支援措置の拡充を通じた延焼遮断帯(特定整備路線)の形成、沿道建築物の不燃化対策のさらなる促進
- 木密地域の早期解消に民間活力を十分に活用するための称号付与制度の創設
- 老朽家屋の除去に向けた土地(更地)に係る固定資産税の減免、相続税における土地(更地)評価の減免措置の導入
- 防災街区整備事業における敷地の最低限度の緩和
- 物納による国有地を木密地域の解消に向けた事業の種地として円滑に活用できる制度の創設
- 木密地域内での避難場所や救出・救助活動の拠点となる公園・広場の整備促進

②建築物の耐震化・更新の推進

- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進(条例で義務付けられた特定緊急輸送道路沿道建築物約5千棟のうち8割が診断を実施。平成27年度までの耐震化完了が目標)
- 老朽マンションの耐震化、更新対策の推進

③都市再開発の促進を通じた防災力の向上

- 地域全体の防災力向上につながる都市再開発プロジェクトの誘導(容積率の緩和等を通じた老朽ビルの更新、大街区化の促進)

④まちなりのバリアフリー化の促進

- (発災時に誰もが迅速かつ円滑に避難できるまちづくりの推進)

(3)災害に強い都市基盤の構築

①都市基盤の耐震化・液状化対策の促進

- 交通インフラ:道路(液状化対策、特に緊急輸送道路)・橋梁・関連施設(歩道橋等)、鉄道施設(高架、橋梁、駅等)、東京港(耐震強化岸壁の整備)、羽田空港(C・A滑走路等、液状化対策)
- 上下水道、ガス・通信等の埋設管、共同溝、水門、排水機場、防潮堤
- 病院(災害拠点病院、救急救命センターを有する病院等)、社会福祉施設等

②電線地中化・無電柱化の推進

③外環道等、災害時に重要な役割を担う道路の早期整備

④災害時に道路が確実に機能するための措置の実施

- 災害時に立ち往生した車両の撤去権限拡大

(4)中小企業による防災技術開発の支援

- 先進的防災技術実用化支援事業・展示商談会の拡充、産学公連携促進(免震制震装置、感震ブレーカー、災害時情報システム、救助器具等)

(5)その他

①他の地方自治体との連携強化

- 首都圏内の自治体との連携強化
- 他地域の自治体との応援要員派遣、救援物資提供に関する協定の締結

②国に対して働きかけるべき事項

- 首都直下地震等、大災害時の東京都災害対策本部と政府災害対策本部・現地対策本部との緊密な情報共有・連絡体制の構築に向けた協議の推進
- 首都中枢機能維持基盤整備等地域の拡大(現状、4区のみ)
- 災害時における安定的な燃料供給手段の確立
- 民間が行う迅速かつ円滑な復旧活動のための規制緩和(消防法:燃料備蓄に関する規制等、高圧ガス保安法・倉庫業法等:危険物の保管、災害対策基本法:道路規制の対象車両 等)

3. 東京都との協定に基づく東商の取り組み

- 木密対策(各地区での説明会、木密対策協力企業のリスト化)
- 帰宅困難者対策(条例説明会、一時滞在施設の確保支援、防災訓練等)
- 中小・小規模事業者を対象としたBCP策定支援